

令和4年度伊予市施設園芸燃料価格高騰対策支援事業費補助金交付要綱

令和4年12月16日

伊予市告示第214号

(趣旨)

第1条 この要綱は、コロナ禍における燃料価格高騰による農業経営への影響緩和のため、加温を要する施設園芸による農業を営む者への支援を目的として、施設園芸用の加温設備等の用に供する燃料の購入に要する経費に対し、市が予算の範囲内で補助金を交付することについて、伊予市補助金等交付規則（令和3年伊予市規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれも満たす者とする。

- (1) 個人にあっては市内に住所を有する者、法人にあっては市内に主たる事務所を有する者
- (2) 野菜、花き又は果樹の加温を要する施設園芸農業を営む者であって、令和4年10月1日から令和5年2月10日までの間（以下「対象期間」という。）に、施設園芸の加温設備等の用に供するA重油及び灯油（以下「燃料」という。）を購入した者
- (3) 施設園芸セーフティネット構築事業（施設園芸等燃油価格高騰対策実施要綱（平成25年2月26日付け24生産第2900号農林水産事務次官通知）第3第1項第1号に規定する事業をいう。）による支援を受けていない者
- (4) 今後も加温設備等を活用した施設園芸農業を継続する意思がある者
- (5) 市税を完納している者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者（法人の場合は役員等が暴

力団員でない者)

(補助対象及び補助金額)

第3条 補助対象は、対象期間において納品された燃料とする。

- 2 補助金額は、前項の燃料1リットルにつき5円を乗じて得た額とする。この場合において、算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請等)

第4条 規則第5条第1項に規定する申請及び規則第15条第2項に規定する請求は、様式第1号により行うものとする。

- 2 前項の場合において、えひめ中央農業協同組合から燃料を購入している交付対象者に係る交付申請等にあつては、当該組合が取りまとめて行うことができる。

(補助金の交付決定)

第5条 規則第6条第3項に規定する通知は、様式第2号により行うものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年12月16日から施行する。

(告示の失効)

- 2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。